

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市共同利用施設託麻東部会館
- 2 指定管理者 熊本市東区戸島町853番地4
熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会
会長 中原 和也
- 3 指定期間 自 平成30年4月1日
至 平成33年3月31日

(提出理由)

熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。